

1. 議事日程（第11日目）

日程第 1 一般質問

1. 北垣 潮君

- (1) 「新図書館整備基本計画」について
- (2) 市内小中学校における教職員の労働時間について
- (3) 市史編さん事業について
- (4) 天草四郎について
- (5) 「ワンペダル」について
- (6) 消防団等の消火活動について

2. 島田 光久君

- (1) 上天草市第6期介護保険事業計画及び改正介護保険法について

3. 塩田 真一君

- (1) 市内私立保育園の子育て支援について
- (2) 市内学校教育の情報化について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 田中 勝毅

1 番 何川 誠	2 番 嶋元 秀司	3 番 切通 英博
4 番 塩田 真一	5 番 何川 雅彦	6 番 宮下 昌子
7 番 西本 輝幸	8 番 高橋 健	9 番 小西 涼司
10 番 北垣 潮	11 番 島田 光久	14 番 園田 一博
15 番 桑原 千知	16 番 渡辺 勝也	17 番 津留 和子

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長 堀江 隆臣 副 市 長 小嶋 一誠

教 育 長	藤本 敏明	総務企画部長	和田 好正
市民生活部長	緒方 雅文	建設部長	藤島 幸治
経済振興部長	村川 和敬	教育部長	舛本 伸弘
健康福祉部長	辻本 智親	上天草総合病院事務部長	松本 精史
総務課長	山下 正	財政課長	濱崎 裕慈
会計管理者	木本 昌亮	水道局長	小西 裕彰

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	宇藤 竜一	局長補佐	海崎 竜也
主 事	木本 臣英		

開議 午前10時00分

○議長（田中 勝毅君） 起立願います。おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

先般の一般質問に対する答弁保留について、健康福祉部長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） おはようございます。よろしくお願いたします。

先般の一般質問に関しまして、宮下議員から国保運営協議会の議事録のホームページへの開示につきまして御質問があり、保留とさせていただきましたので、お答えいたします。

国保運営協議会の議事録につきましては、作成はしておりますが、ホームページも含め、これまで公開はしておりません。また、閲覧申請や傍聴希望につきましては、現在まで実績はございませんが、御希望があれば個人情報にかかわる部分などを除き、対応は可能と考えております。

なお、住民に直接かかわる税率改正など、周知が必要なものにつきましては、今後も随時ホームページや広報紙などを活用して周知してまいります。

以上でございます。

○議長（田中 勝毅君） 以上で、この件については終わります。

これから日程に入ります。日程第1、一般質問。

通告がっておりますので、順次発言を許します。北垣潮君から、資料の配付について申し出がありましたので、会議規則第157条によって、これを許可します。

10番、北垣潮君。

○10番（北垣 潮君） おはようございます。北垣潮です。議席番号は10番です。議長のお許しがありましたので、一般質問を始めます。

どちらかといいますと私の質問は、執行部といいますか、市役所のすることに反対の意見が多いです。ゆうべも妹から、そんな嫌われることはしないでよという意見もありました。しかし、私も、上天草市の将来のために、そういう思いで質問をさせていただきます。しかし、市民の中には私と同じような意見の方もおられます。小さな声、声なき声、ためいき、私たちが言っても通じないでしょうとか、そういう声も聞きます。そういう声を代表して、一般質問を始めます。

前回の図書館整備基本計画について、市長の答弁では、宮津地区を想定しているということでありましたけど、建設地の選定については、市民へのアンケート等を実施したのかということをお聞きします。

○議長（田中 勝毅君） 教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） おはようございます。よろしく申し上げます。

建設地の選定について市民へのアンケートを実施したのかということについてですが、宮津地区を建設地に選定した市民アンケートは実施しておりませんが、新図書館の整備、運営に当たって実施すべき事項等についての意見を収集するため、平成25年に15歳以上の市民1,000人を対象に無作為抽出し、市民アンケートを実施したところでございます。このアンケートの質問の中で新図書館の施設について、どうあれば良いと思いますかに対する回答として最も多かったのが、立地場所が利用しやすいところであればよいとのことの見解でした。次いで、館内にゆっくりくつろいで閲覧できる場所があるとよいとの回答が多かったところです。御質問のアンケートの質問ではないものの、あり方に係る質問に対する回答としては、利用しやすい場所の要件が多かったことも踏まえて、交通の要所である、立地条件の高い宮津地区での整備を検討しているところでございます。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 私も何人かの方に聞いたんですけど、確かに宮津地区は、交通の便もよいとの意見もありました。また、小さな声ですけど、市役所の近くがいいなという声もありました。市役所に行ったついでに図書館に行けるからという声でした。市民の皆さんの図書館ですので、場所の選定についてのアンケートをとるべきじゃないかと私は思うわけでありませう。学校図書館を利用する市民の皆さん、小学生までの人たちのアンケートもとる必要があるんじゃないかと思いますが、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） 御意見のとおり、時間的余裕があればそういったことも、できるかなと思っていますけども、一応一本算定化の関係もございまして、時期的なものがございましたので今回、私たちといたしましてもいろいろな場所ですね、おっしゃるとおり庁舎の敷地内であったり、大矢野体育館の横であったり等々考えましたけども、結論的に併設可能な場所ということでこういった経緯になった次第でございます。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 図書館をつくっても、利用する人が少ないとか、後でそういうこと

になった場合、やっぱり多くの人たちの意見を聞いたほうが私はいんじゃないかなと思うわけでありませぬ。先ほどの議会でも、市長は、図書館機能のみならず、まち・ひと・しごと総合戦略に基づく、地域教育力の向上、子育て支援、市民の生きがい増進事業自立心を養うための、複合施設としての方向で検討をしていきたいということでした。市長はそのへんについてはどう思われますか、市民のアンケートについては。

○議長（田中 勝毅君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 現実的に、今北垣議員おっしゃったように我々の中でも、宮津地区か、市役所のある土地を活用してやるか、その辺の議論もずっとやってきたところです。現実的に考えて、やっぱりバスのターミナルも宮津にありますし、市民の方が集まる数は圧倒的に宮津が多いわけですね。なおかつ、利用率の向上を図るといふ点からいくと、やっぱりいろんな施設が複合的に存在する地区のほうが、利用しやすいだろうという結論から宮津でという判断に至ったところです。

アンケートは、これまで、前市長時代から随分長い期間かけて、議会の中でもいろんな御意見をいただきましたし、そういったところである程度、市民の皆さんの意見の集約はできていると考えております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 市民への場所の選定についてのアンケートをとらないということですね、わかりませぬ。

複合施設ということですね、単なる図書館じゃなくて市民が集まる拠点ということですね、お酒を飲めるといふことはどうか知りませぬけども、そういうところも日本全国調べればあるそうですけど、コーヒーも飲めるといふことか、そういう考えはありませぬか。

○議長（田中 勝毅君） 教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） 今回、複合施設という形で今後検討してまいりますので、その中で可能であるかどうかについても検討したいと思っております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 図書館のあり方というのですね、その町の文化のレベルを象徴すると言われます。文書館とかの併設とかは考えられませぬでしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） アーカイブズ機能の新設でございますけども、以前も質問がございましたが、アーカイブズとは多くの場合、文書館、公文書館などと訳されているところがございます。しかし本来、この言葉は公文書や地域文書というだけでなく、映像記録や電子記録を含めた記録物を永久保存して一般公開する施設を意味していると言われます。本市の市立図書館における同様の取り組みは、公共性の高い文書として、旧町時からの一部の市議会議事録

や広報等を閉架図書として収蔵しており、利用者の要望に応じて閲覧していただいているところでは、

御質問のアーカイブズ機能につきましては、仮称でございますが今後設立される新図書館等の建設検討委員会において、立地面積、管内スペース、さきの市民アンケートの要望等も配慮したところで検討してまいります。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 前向きに検討してほしいと思います。後で市史編さんのところで、申し上げますけど、龍ヶ岳町でも、大庄屋の藤田家とかでいろんな資料がいっぱい出てきております。そういうのを保存するのも今は何か、天草市のほうのアーカイブズに持っていくとか、そういう話も聞いておりますので、なるべく地元で大切な資料は残してほしいと思います。前向きに検討してほしいと思います。

市内小中学校の教職員の労働時間について質問します。上天草市の各小中学校では、終了時刻を記録した書類を3年間保管してありますか。

○議長（田中 勝毅君） 教育長。

○教育長（藤本 敏明君） 失礼します。教職員の労働時間ですので、私からお答えさせていただきます。

各小中学校において、過去3年間の全職員の押印による出勤簿及び、各自がパソコン入力による勤務時間管理表を保管しております。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 私もこの質問をすることになったのは、私の姉も埼玉のほうで小学校の先生をしております、学校の先生というのは、家に帰ってからもいろいろ勉強したり最近ちょっと体を壊したりもしているもんですから。そういう質問に至りました。

また、娘もしばらく代用教員という仕事をしていましたので家に帰ってからもそういう勉強をし、あしたの授業の勉強とかをしていましたので、学校の先生というのは大変だなという思いで一般質問をしております。

次に、市内小中学校の教職員の労働時間の実態では問題点等がないのか。質問します。

○議長（田中 勝毅君） 教育長。

○教育長（藤本 敏明君） 基本的に先生方の労働時間の超過勤務については、子供がいるから、子供のためにというのがやっぱり出発点でございます。お尋ねの労働時間の実態の問題点ですけども、これは先ほど言いました超過勤務でございます。その内容ですけども、やはり部活動の指導、教材研究、生徒指導という子供への対応、または保護者への対応が主なものでございます。

特に土、日、祝日の部活動の指導時間においては、大会等が多くなる月につきましては、引率時間も含めた超過勤務者が多くなっている現状でございます。今年度の1月末まで10カ月間でございますけども、月80時間以上の超過勤務の延べ人数は82名でございます。全職員が2

31名で、これ延べですからこちらも掛ける10カ月しますと、大体3.6%が80時間以上の超過勤務をやっているということでございます。

本市におきましては、校長会において繰り返し職員の健康状態を把握し、指導するよう指示をしているところでございます。今のところは大きな問題というのは上がってきていないという状況でございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 教職員の労働時間を正確に記録するために、タイムカードを導入したほうがよいと考えるが、導入の考えはないのか。

○議長（田中 勝毅君） 教育長。

○教育長（藤本 敏明君） 厚生労働省の労働基準局の通達がありまして、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置というのが示されました。その中で、タイムカードという項目もありましたけれども、その次の項目の中に自己申告制により始業・終業時間の確認及び記録を行う場合の措置ということで、議員の言われるそのタイムカードということによることなく自己申告制により、これを行わざるを得ない場合は使用者は次の措置を講ずるという項目がありまして、1番に労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分説明をすること、また、2番目に自己申告制により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施することになっているということでございます。教職員というのは、先ほど申しましたように、出張に家から出ていたり、また出張場所から家に直行したり、部活動などの校外活動で現地の集合、現地解散など教職員の勤務の特殊性もございまして、教員自体に超過勤務手当制度がございませんので、全員そろって始業それから終業時刻の打刻が困難であることから自己申告制によって、これを行わざるを得ない場合に相当するのではないかなと考えられます。

現在、学校では管理職、教諭、講師別にパソコンで勤務時間管理表に始業・終業時間を入力、集計しております。これは先ほど言った自己申告制に当たるものでございます。教育委員会は毎月の超過勤務の報告を受けております。それを毎月の教育委員会会議に報告して、それから毎月の校長会で月80時間を超える職員に対しては、校長が医師の面談等を薦めるなどの速やかな対応を行うように指導しているところでございます。そのために、タイムカード等での、始業・終業時間でなく、自己申告制になっているじゃないかなと思っているところでございます。

しかし、タイムカード等での打刻は必要ありませんが、始業・終業時刻を記録することは、勤務の適正化や超過勤務の抑制には役に立つと思います。私は管理職が即座に確認できるパソコンでの公務支援ソフトなどによる入力など、何か方法を考えてみたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 教職員の始業退勤時刻のより正確な把握のため、学校現場でも始業、終業時刻の確認及び記録の方法として、タイムカードを導入したほうがよいと考えますが、導入の考えはありますか。

○議長（田中 勝毅君） 教育長。

○教育長（藤本 敏明君） 今、申しましたとおりでございます。通達の中にはタイムカードをICカードのほかにはパソコン等の入力も含まれると書いてありますので、私はパソコンで何か——実は県のほうにも問い合わせたんですけども、ちょっとお金がかかるのでどうにかこれできないかなと考えているところでございます。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 熊本版コミュニティースクールのような指定校とそれ以外の学校において、労働時間の違いはありますか。

○議長（田中 勝毅君） 教育長。

○教育長（藤本 敏明君） 指定校につきましては、やっぱりコミュニティースクール、人権教育、学力向上、生きる力といって本市もやっていますけれども、そのようなさまざまな研究指定も受けてまいりました。これは指定時間が恒久的にその継続するものではございません。

また、一概に各学校の労働時間の違いを比べることというのは、ちょっと困難でございますけれども、指定校とそれ以外の学校では、ある期間における公務の労働時間には多少の違いはあると思います。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 学校の先生から研究発表校になると大変なんですよと聞いたことがあります。市内の小中学校でも、数校の学校が研究発表会を行っております。

最後の質問になります。労働安全衛生法では50人以上の労働者がいる事業所では安全委員会、衛生委員会の設置が義務づけられています。天草の小中学校では、天草市の本渡中学校が該当しますので、衛生委員会が設置されています。上天草市の小中学校には該当する学校がありませんので、現在、衛生委員会はありません。働いている人は50人以下の学校ばかりですので、1委員会を設置する義務はありませんが、上天草市全ての小中学校を一つに、まとめると50人以上になるのは明らかです。熊本県では熊本市、八代市と人吉市に総括整備委員会が設置されています。

文部科学省では、各教育委員会は現状を是正するために、明確な削減目標を定めて取り組む必要があり、勤務時間の適正化を強力に推進していく必要があるという通知を出しています。民生委員会の調査事項、審議事項の中に長時間にわたる労働により、労働者の健康障害の防止を図るための対策率に関することとあります。それで、教職員の労働時間を減らすために市全体で職場環境等の改善に向けた組織をつくる必要があるのではないのでしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 教育長。

○教育長（藤本 敏明君） 議員の言われるとおり、労働安全衛生法18条1項で、業種を問わ

ず常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに衛生委員会を設けなければならないとされており、安全委員会は職種が決まっていますので、学校はそれには該当しない。

以上でございます。

実際、本市には50人以上の学校の職場というのをごいませんで、学校に衛生委員会を設立していないのが現状でございます。また、教育委員会独自の学校統括するような衛生委員会も設立しておりません。医師の面談についても、本市の産業医で行っている状態でございます。先生方の健康障害防止や健康促進のために、やっぱり教育委員会が学校を把握するような、教育委員会に衛生委員会を設立する必要性というのは感じているところでございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 今回の学校の先生方は勤務時間を過ぎても学校に残り、仕事をされるのが当たり前のようになっています。その原因の一つに公立の義務教育等諸学校等の職員の給与等に関する特別措置法ですが、学校の先生には残業が80時間だろうが、100時間だろうが、残業代は払われておりません。この給特法は先生の仕事は複雑で管理が難しいとして残業代を払うかわりに、基本給の4%全員に支給する仕組みになっています。この法律は1971年に成立しました。基本給の4%というのは、残業代に換算すると8時間ぐらいの残業代です。その当時の先生方の残業時間は平均8時間ぐらいだったそうです。

現在、政府は働き方改革の論議を進めています。今、進んでいる働き方改革から学校を例外扱いしてはいけません。学校の先生の多忙は、随分前から問題になっています。

ある国際調査では、日本の先生の勤務時間は、現在34カ国地域の中で、最長だったそうです。この上天草市にも、残業時間が80時間を超える先生がいます。100時間を超える先生も実際にはいます。学校の先生の忙しさの原因はいろいろあります。書類づくりや部活動、集金の業務、保護者への対応など、きりがありません。文科省が今後、各教育委員会は、現状を是正するために、明確な削減目標を定めて取り組む必要があり、勤務時間の適正化を強力に推進していく必要があると言っているように、上天草市教育委員会でもしっかりとした取り組みが必要です。

次に、天草四郎について質問します。さまざまな書籍が今、民間も含めていっぱい天草四郎については出版されておりますが、整理をして、市としての天草四郎についてのあり方を示すべきではないかということで質問します。

○議長（田中 勝毅君） 教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） 失礼します。せんだって議員の方からもたくさんの資料をいただきました。その中で、天草四郎につきましては、御存じのことと思いますが、上天草市史の大矢野町編の第3の天草島原の乱とその前後の63ページから始まる二、の天草島原の乱と天草四郎に記載のあるところでございます。この中で天草四郎の父母が大矢野出身であることから、天草四郎も実在した人物であり、本市にとっても大変ゆかりのある人物であると考えているところです。

また、日本の歴史上最大規模の一揆である天草島原の乱の総大将として一揆軍を引きいたとされる人物でございます。しかしながら、天草四郎に関する歴史的な資料は幾つかあり、出生や生い立ちについては不明な部分が多いことも事実であると捉えております。一方、天草四郎に関して史実に基づかない伝説や言い伝え等が多数存在することから、今も私たち日本人の興味を引き続けている人物であり、本市の歴史を語る上で最も知名度の高い人物であると認識しております。

議員御指摘のように天草四郎が大矢野生まれであることの実証ができれば、今後の改訂版等での改修も可能と思っておりますので、今後とも努力してまいりたいと思っております。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） この上天草市の大矢野町史第3巻91ページには、天草島原の乱で討ち死に原城にさらされたあと、さらに、生きるどころ生まれるところという生所というんですか、長崎でさらし首にされていると、91ページにあります。また92ページには、四郎は長崎浪人甚兵衛の子として長崎で生まれたと思われると書いてあります。また、216ページにも、四郎の首は上使の実見の後、原城外に札をつけて晒され、のちさらに生所長崎に移して「一七日」晒られた。「一七日」とは、一週間のことであろう。と書いてあります。これで長崎生まれということをお説明されて、この鶴田倉造さんはここに2回も、この長崎でさらされたということは書かれておりますけど、この、文言については、教育部長のほうではどのような解釈でございますか。

○議長（田中 勝毅君） 教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） すいません。私も詳しくございませんけども、資料によりますと綿考輯録、細川家記となっておりますけども、生所という言葉が仏教用語ということで、意味合いから取れば生まれた場所、所在のほかに仏教用語では人が死んで生まれ変わる場所という二つ意味があるようでございます。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 私もそうだと思いますし、多くの歴史家の人たちが、これは長崎で生まれたんじゃないかって亡くなってから生まれたところという意味で、ひと七日、仏教用語のひと七日さらされたというというのが現在の定説でありますけど、上天草市大矢野編を書かれた鶴田倉造さんの持論が長崎生まれというのがいつも頭にあるものですから、そういうふうにかかれたと認識しております。

また、天草四郎に関する歴史的資料は少ないという答弁でありましたけども、天草四郎に関する資料はいっぱいあって、特に一級資料の先ほど部長が言われた綿考輯録とかには、たと書いてあります。天草の越の浦生まれだと書いてあります。

私はこの一般質問をしようと思ったのは、1月24日の林修の今でしょという番組で、この教科書が変わると、天草四郎の文字が小学校、中学校、高校の歴史教科書から天草四郎の名前がなくなるという説明がありました。そして、熊大が10年にわたり最新研究資料を発表、天草四

郎の存在が怪しい説、天草四郎は個人名ではなく、ユニット名だったと、このユニットとはどういう意味ですか。

○議長（田中 勝毅君） 教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） ユニットとは団体というか、同じような人がたくさんいたというような意味合いかと思っております。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 前回の一般質問で、何川議員の質問でもそういう何かグループ名だったというのはあったんですけど、私もそれまでそういう問題が出ていることすら知りませんでした。今回、初めて林修先生がそう言ったということで、林修先生も天草四郎という名前の人が何人もいたと答えられていて、東大の本郷和人先生、東大教授ですか、天草四郎といわれる遺体が最低でも10数体あったと説明をされて、天草四郎の存在はユニットというふうなことでありました。

私、次の日熊大に電話をしました。熊大が発表されたとテレビなんかで言われておりましたので、熊大ではテレビ局からそういう取材を受けておりませんということで、私も熊大という名前が出ればみんな信じますよと言ったら、熊大を退官された吉村豊雄氏が、天草四郎の正体という本を書かれているということ、御紹介してくださいました。森慈秀図書館に行ったらありましたので、借りて2回読ませていただきましたけど、この吉村豊雄さんがどこから天草四郎はユニット名だったということを発表されたのかというと、天草四郎乱物語という、天草町の庄屋から出てきたこの中に、四郎を真ん中にして十六、七の前髪の若者を二十人ばかり、四郎のごとく出で立たせ、高来天草の庄屋二名、頭百姓、諸牢人相加わり、雑兵ともに三千余、とここです。四郎を真ん中にして十六、七の前髪の若者が20人ばかりいたという、ここから取っている事がわかりました。これは三級資料なんです。あくまでも物語です。綿考輯録というのがあります。これは一級資料です。これは1日、1日の何があったということ、細川家にずっと印鑑をつけておくられるというわけです。だから、それを見れば、天草四郎は、天草の生まれだったということがはっきりわかるわけであります。

私もそれでも、頭に来て東大の本郷先生に電話しました。2月28日の朝から東大の本郷先生に電話しましたところ、本郷先生は民放だからいいでしょうと、NHKではないからですね、と言われました。私も失礼ながら、吉村先生の説は四郎乱物語から取ってあるんですよと四郎が実在したという本も読んでください、と私も失礼ながら東大の先生に向かって、もうちょっと勉強してくださいと言ってしまいました。先生も、もうちょっと勉強してくださいと言ってしまいました。

吉村先生は、今、上天草市の市史編さんの委員だそうですが、今現在、長崎と天草地方の潜伏キリシタン世界遺産登録に向けて、皆さん頑張っておられます。2月いつかには、天草演劇愛好会の方々が天草市民センターで、ザボンの花という題名の演劇をされました。その当時のキリシタンの人たちになりきり、今でも目を閉じればその演劇が浮かんできます。この演劇は長崎天

草地方の潜伏キリシタン世界遺産登録を後押しするために、民間で企画されたのであります。

林修の今でしょという番組が、これに反して、世界遺産登録に冷水をかけるというか、天草四郎はいなかったとそういう見解の発表であります。そのテレビを見た人が、天草四郎はいなかったんだってねとほとんどの人が言うわけです。私がいたんですよと言っても、東大の先生と熊大の先生が発表されたとなればやっぱり、東大の先生のほうの言うことを聞かれると思います。この市史編さんの委員にこの吉村豊雄先生はなっておられますけど、これについては市長はどう思われますか。

○議長（田中 勝毅君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） そういう市史編さんに携わる人が——我々が支持するのはやっぱり天草四郎は、上天草市の出身であるという立場でありますので、そういった意味でたくさんの方が、実在しなかったという説を唱えられたらならば、実際には残念に思います。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） もう、やめてもらうとかそういうことを考えておられますか。

○議長（田中 勝毅君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） やめていただくかどうかというのは教育委員会のほうの判断もありますので、私の今ここでの一存でどうするということではできません。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 本郷先生から2回電話があったんですね。そのあとも電話があつて、本郷先生いわく、直虎は女だったと売り出していますが、あなたは女だと思いますかと電話があつて、いや、私は男だと思いますと言ったら、現地では女で売り出していくというのに、それはあんまりじゃないですかと言われましたので、私も、天草は天草四郎を売り出しているのに天草四郎がいなかったというのはもっとひどいじゃないですかと言いました。

ある1人は、読み物確認にはこう自由がありますよという。確かに、読み物確認には自由があるのかなとあると思いますけど、そういう言い方じゃなくて、本当は表現の自由というのを言いたかったんじゃないかなと思います。

でも、この上天草にこの懐に飛び込んできてから、こういうのを出版されるのは、私はいかがかと思います。これについては本当に大きな問題点だと私は思います。もう小学校、中学校、高校の歴史教科書から、天草四郎の名前が消えるということは、本当にこう学校の本で習ったから、天草市に来たとか、そういう人もいっぱいおられるわけでありまして。それについて、何とか挽回をしてしてほしいと言いますか、市長はよく東京に行かれますので、NHKとかに行って、もし大河ドラマに天草四郎を出してもらおうとかそういう交渉を天草市とか、島原の向こうの人たちと一緒にやってもらいたいと思いますのでどうでしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 天草四郎が大河ドラマにやっぱり取り上げられるというのは私にとっても夢です。そういうことができればいいなと思ってますので、そこは天草市とか荅北町とか

天草関連の協力も必要だと思いますし、ぜひ熊本県あたりにも協力いただいて働きかけができればやっていきたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 天草だけではなくて、向こうの長崎の方とも一緒にやって欲しいと思います。

市史編さん事業について御伺いします。市史編さん業務について、姫戸と龍ヶ岳をまとめて発行する理由、メリットについて伺いたい。

○議長（田中 勝毅君） 教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） お答えします。平成26年4月に作成された上天草市史編さん基本方針で上天草市史大矢野町編、松島町は松島編に続き、姫戸、龍ヶ岳編を策定すると説明がされているところでございます。姫戸と龍ヶ岳の町史につきましては、7編で構成される計画で、地理的条件や文化的特性などに似てるところもでございます。両町まとめて施策することで進めているところでございます。しかし、近現代編、戦争史を含む部分でございますけども、今後につきましては、姫戸に係る部分と龍ヶ岳町に係る部分については、統合し執筆するのが難しい場合は、分冊して作成することも今後予定して検討してまいりたいとも思っています。

メリットにつきましては地理的・歴史的・文化的な特性に配慮し、同時に、調査を進めることで、効率的な編さんと、時間短縮、予算のコスト削減が図られるところでございます。そういうところで一応の考えを持っております。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 市史編さん事業については、合併当初から龍ヶ岳と姫戸をしてくれということを何度もいったことがあります。

この間、古書籍店で御所浦町誌、市長の前に置いておりますけど、御所浦町誌を見てからとにかく、中が読みやすいというか——そして龍ヶ岳町、姫戸町、松島町のこともいっぱい中に載っているわけでありまして。時がたつのも忘れるぐらいでした。一般の人の名前も出てくるんですね、えらい人ばかりじゃなくて。以前、テレビ番組で地上の星というのがありました。中島みゆきさんが主題歌を歌っておられましたけど、そういう感じで一般の人の名前も出てきて、その本屋さんでは8,000円で売られておりましたけど、私もほかの古本屋さんでいっぱい買ってきていたもんですからその時は買わずに、町史編さんの事務局の鶴岡耕三郎さんという方に電話したら、買わなくてもいい、どこかで探してやるということで、それを送ってもらいました。とにかく、私も知り合いの人に見せたら、一晩で読み切ったと、難しくなく書いてあって、こういう町史にしてほしいと思いました。誰でも読みやすいというか、普通いろいろ町史がありますが、難しいんです。一般の人は読みづらいというか、こういう資料をつくってほしいということと、別々に宝物として残せるような、そういう1冊、1冊に姫戸と龍ヶ岳別にしたほうが私はいいんじゃないかと感じました。

大矢野町史を見たときは、何冊もあるもんですから、あっちにいたりこっちにいたり

しているということがあります。ページ数も一冊にした場合、ちょっと少なくとも済むと思います。ずっと昔のことはどこでも同じです。その付近はあんまりページ数はさかなくてもいいんじゃないかなと思います。とにかく御所浦町誌を参考にしてほしいと思って、今回の一般質問をしました。どうでしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） すいません。私も直接、御所浦町誌は見てないんですけども、議員から1冊のほうを読みやすいと私も伺ったところがございます。しかしながら、上天草市の市史編さん基本方針の中でですね、7編として作成することになっておりまして、ページ数が大体1冊240ページ、7編で1680ページ程度になるかと思っております。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 方向変えるということではないんですね。

○議長（田中 勝毅君） 教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） 今のところ考えというか、そういった方向性はございません。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） ぜひ教育部長にも、教育長にも、御所浦町誌というのを見てほしい。心配してはいたけど、時間は、大分余っているようであります。

先に、消防団の消火活動についてということで書いております。現在、19分団の消防車が龍ヶ岳統括支所に格納をされておりますが、地域の消防団の意見は反映されているのかということをお聞きします。

○議長（田中 勝毅君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 今、議員御指摘の19分団の積載車格納庫につきましては、平成25年度と平成27年度に、用地の関係でそれまで利用していました格納庫を解体しており、当時の消防団との協議におきまして、新しい格納庫ができるまでの間、龍ヶ岳統括支所に置くこととして、現在に至っているところでございます。

この、消防団の意見としましては、独立した格納庫の建設を希望されていますが、建設用地の確保が難しく、現在も龍ヶ岳統括支所を利用いただいているところでございます。これにつきましては、先日も、地元消防団の幹部とも再度協議を行っており、できるだけ早く用地の確保に向けて努力することを確認したところでございます。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 地元の消防団の人もいつまでも進まないものですから、作ってこないのではなのだろうかという、そういう意見もあるわけでありまして。瀬戸地域の人たちはやっぱり消防格納庫がないということで、不安がっておられます。瀬戸地区には、小学校、中学校、保育園、龍ヶ岳の施設が集中しておりますし、私が記憶する範囲では1番火災も多くて、不審火とかもありましたので、できるだけ早く速やかに、実施してほしいと思います。

私、市史編さん事業についてまた、後戻りしますけどいいでしょうか、忘れておりました。

発行時期はいつごろを予定されておりますか。

○議長（田中 勝毅君） 教育部長。

○教育部長（舛本 伸弘君） すいません。発行時期ですが、期間及び発行計画に平成29年度以降発刊予定としているところがございますが、昨年の熊本地震の影響により、各委員の調査がおこなわれているため、調査、執筆の推進状況にもよりますが、最初の発刊は平成30年度以降となると見込んでいます。

大矢野編の5編発行におきましては、最初の平成17年度発刊から最後の第5編全部を発刊するまで、約3年を要したところがございます。早期の発刊を望まれているところがございますが、編さん委員の調査の進捗状況を執筆活動も含めて、地域の皆様の御協力を得ながら、郷土に対する誇りと愛着を深める市史の早期発刊に努めてまいりたいと思っております。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） 姫戸、龍ヶ岳、倉岳、御所浦を管轄というか、当事管轄した大庄屋が樋島にありますけど、そこの大庄屋から昨年多くの資料が出てきたと、今までもうないと言われていたのが出てきたわけであります。

そういうことでもう少しじっくりこの市史編さん事業についてはしていいんじゃないかと、そういう声がいっぱいありますので、正確な資料を作成するために、その辺も入れてほしいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 教育部長。

○教育部長（舛本 伸弘君） 御発言の藤田家の古文書の件ですけども、かなりの点数がございます。今、うちのほうで整理もしてありますが、もし、可能であれば天草市史編さんのアーカイブズさんの御協力を得ながら解析できて、その中で、新たな事実が生まれて発見できればそれが一番いいのかなと思っております。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） では、また消防団のほうに戻ります。私も、一応消防団をやめてから、機能別団員ということになってですね。もう龍ヶ岳では2回火災があったもんですから、機能別団員として出動しました。やっぱり議員の立場と、やじ馬というか、4年前も大作山で火災があって水がなくてどうすることもできない状態でありました。その後、区長さんに聞いて、プールをいつもためておいてくみ出せばいいということで、市のほうにいったら、今誰も入れないように水をためているという状態で、皆さん助かっておられます。

赤崎地区の尾上さんですか、あそこの貯水タンクがありますけど、あそこは40トンぐらいで、1台で30分ぐらいで使ってしまうという状態だそうでもありますけど、普通1台で消火活動が済むということはありません。やっぱり3台、4台。3台でもなれば10分で終わりになるわけです。30年ぐらい前にできたそうでもありますけど、この辺をもう少し考えて、相生荘とか、あとでできたところがいっぱいあります。海から水を引くことはできませんので、何とか1時間ぐらい、大抵消火活動は1時間ぐらいかかるので。対応できるような防火水槽をできないでしょ

うか。

○議長（田中 勝毅君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 防火水槽につきましては、消防の水利として利用する場合、基準として、常時貯水量が40トン以上ということで、現在の40トンの防火水槽も基準を満たしている水槽ではございます。この40トンの場合、今30分という話もありましたけども、65ミリのホースを利用して、その利用の条件、筒先であったり圧であったり、その条件にもよりますが、一般的には40分から60分程度は利用が可能という形になると考えております。ただ、その火災の規模によりまして、当然、その40分から60分では対応できないところもありますし、2台接続してくみ出す場合は、時間的にもっと短くなるということでもありますので、やはり、消防の防火水槽あるいは消火栓等の設置については地域の実情、要望等を踏まえながら、火災等には対応できる体制をとっていきたいと考えております。

○議長（田中 勝毅君） 北垣君。

○10番（北垣 潮君） やっぱり、消防に行ったときに1台で消すということはあるまいないですね、何台もかかってするから。その辺を考えてこの防火水槽については、もうちょっと大きいのを設置してほしいと地域の皆さんの声でありますので、よろしくお願いします。

○議長（田中 勝毅君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 設置の要望があった場合、まずは地域のほうでその用地等を手配していただくとか、探していただくことも前提となってございますので、そこら辺を踏まえて対応させていただきたいと思っております。

○議長（田中 勝毅君） 以上で10番、北垣潮君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、島田光久君。

○11番（島田 光久君） 11番、島田光久です。議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

きょうは、上天草市第6期介護保険事業計画及び改正介護保険法について質問してまいります。介護保険制度は、平成12年の4月から施行され、スタートしております。40歳以上の全ての人が加入をし、所得に応じて保険料を負担をし、介護の必要な人が介護認定を受けて、適切な介護サービスを受けられるように、みんなで支える仕組みの保険制度であります。3年ごとに介護保険事業計画は作成され、法改正、事業計画の見直し、保険料の改正が今までなされてきているところであります。

平成29年度は、上天草市第6期介護保険事業計画の最終年度になっていきます。きょうはこ

の事業計画の進捗状況について、お尋ねしてまいりたいと思います。私もこの6期介護保険制度の、一応策定委員でこの委員会に関係していたので、中身は大体理解しているところであります。そこで今、あと平成29年度が残ってますけど、途中の進捗状況ということで、何点かお尋ねしていきたいと思います。

まず、最初に現在の高齢化率と今後の高齢者人口の推移について、それと現在の後期高齢者と今後の推移について、状況が変化あるのかないのかその辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） よろしくお願いいいたします。

現在の高齢化率と今後の高齢者人口の数の推移について、それと、現在の後期高齢者数の今後の推移についてお答えいたします。

まず、平成29年1月末日現在における上天草市の人口ですけれども、2万8,474人、65歳以上の方が1万582人で高齢化率は37.2%となっております。

また、今後の高齢者人口の推移につきましては、現行の第6期介護保険事業計画策定時の平成32年度及び37年度分の推計により、お答えいたします。

今から3年後、平成32年度の人口見込み数は、総人口2万6,436人、65歳以上の方が1万654人で、高齢化率は40.3%です。また、今から8年後、平成37年度の総人口は2万3,581人、65歳以上は1万487人で、高齢化率44.5%と推計しております。続きまして、現在の後期高齢者数につきましては6,045人、21.2%で、平成32年度は5,754人、21.8%、平成37年度は5,887人で25.0%と見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 6期計画の平成29年度までは高齢化率は少し上がってきてますが、高齢者人口の推移は横ばいに推移しているかなと考えられます。その中で、要介護認定者の状況はどのようになっておりますか。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 要介護認定の状況についてお答えいたします。

まず、1月末日現在における上天草市の要介護認定についてお答えいたします。第1号被保険者につきましては、要支援1の方が355人、要支援2の方が428人、要介護1の方が407人、要介護2の方が343人、要介護3の方が288人、要介護4の方が342人、要介護5の方が241人となっております。

また、2号被保険者の方につきましては、要支援1の方が6人、要支援2の方が9人、要介護1の方が4人、要介護2の方が6人、要介護3の方が1人、要介護4の方が5人、要介護5の方が4人となっております。合計で要支援の方が798人、要介護の方が1,641人、認定者数の総数としまして、2,439人となっている状況でございます。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 認定者が2,439人の現時点ということで、6期計画の平成27年度の当初の認定者数と比較したら、数値はどのようになっておりますか。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 若干ずつでございますが、認定者数はふえている状況でございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 若干ふえているという事で、それと認定された方が大多数サービスをそれぞれの要介護度によって利用されていると思うんですけど、特別養護老人ホームの待機者がやはり結構いらっしゃる。施設に入所したくても入れないとか、そういう状況がずっと10年来続いてきていると思うんですけど、現時点での特別養護老人ホームの待機者数というのはどのような状況になっておりますか。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 特別養護老人ホームの待機者数についてお答えいたします。

まず、市内には旧町ごとに一つずつ4カ所の特別養護老人ホームがございます。2月20日現在の待機者数としまして、大矢野町、南風苑ですけれども、こちらのほうが125人、松島町、ひかりの園は51名、姫戸町、翔洋苑が48名、龍ヶ岳町、相生荘が25名、合わせて249名となっております。ただしこの数字が、事業者ごとの受け付け延べ人数でございます。複数の事業者への申請とか、あるいは他市町村からの申し込み者も含まれているため、実人数としましてはかなり今の合計数よりは少なくなるかと思っております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 法改正で当然特別養護老人ホームに入所する場合は、制度改正で、要介護3以上に今規定されてきていると思います。恐らくこの待機者の中にも、ほとんど要介護3以上の人が申し込みされているかなという感じもいたしますし、今、部長がおっしゃったように、市外とか重複している待機者がまざっているということですけど、7期に向けて、今後、介護保険制度改正が来ますが、本市として本当に特別養護老人ホームの順に待機している数を把握する必要があるかと私は思うんですけど、それについては今後できますか、その辺どうでしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 議員御指摘のとおり、現在の計画は第6期の最終年度に平成29年度なります。次期計画を平成29年度中に作成することとなりますので、その時には確認作業は必要かと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） ぜひその辺は、しっかり正確な待機者を把握していただきたいと思います。

次は、この6期介護保険事業計画の中でいろんな事業計画なされております。基本目標を立てて、今展開しているんですけど、募集の施策の展開で基本目標1、高齢者の生活を支える福祉の充実という項目があります。その中で、健康づくり施策の推進と、高齢者福祉の推進です。そしてもう1点、生活支援の担い手としての元気高齢者の活動支援等、多岐に広がっている目標施策とありますけど、策定するときに、現状と課題というのを抜き出してあると思います。それに対して、期間中に取り組みの目標を立てられていますけど、その辺の状況を全部だったら時間がなくなりますので、主な要点だけで構いませんので、進捗状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） まず、目標1、高齢者の生活を支える福祉の充実につきましては、健康づくり施策の推進、高齢者福祉の推進、生活支援の担い手としての元気高齢者の活動支援、以上三つの施策を掲げて取り組んでおります。その中で、現状と課題としましては、市民の特定健診受診率が低いなどの健康管理に関することや、肥満、脳梗塞、高血圧症などの、生活習慣病の罹患率の高さなどが挙げられます。

課題解決に向けましては、若年層検診や休日検診などの取り組み開始によりまして、少しずつではございますが、効果があらわれ始めたところでございます。また、ひとり暮らしの高齢者世帯が増加しており、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができるように生活支援を中心としました福祉サービスを充実させることが重要であり、課題解決に向けた取り組みとしましては、民生委員とか婦人会、地域住民などの地域での見守り活動としまして、小地域ネットワークの取り組みなどによる地域との連携を図るとともに、社会福祉協議会と連携したボランティア養成や生活支援の基盤整備を進めながら、担い手としての人材育成や活用に取り組むため、生活支援コーディネーターを各町に配置しまして、取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 次は、基本目標2、介護予防の推進、1、介護予防生活支援サービスの提供体制の充実が掲げられております。基本目標2の進捗状況を簡単に説明してもらいたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） お答えいたします。

基本目標2、介護予防の推進につきましては、介護予防生活支援サービスの提供体制の充実を施策として掲げておりますが、地域住民が主体的に介護予防や健康の維持増進ができるように、介護予防の周知や、高齢者の方が集える通いの場の立ち上げのために、備品の整備や指導員の派

遣などの環境整備を行っているところでございます。

また、総合事業への移行に向けて、地域からのさまざまな御意見もいただいたところでございます。そういったこともありまして、今後は、社会福祉協議会や在宅支援センターなどと連携しながら、コーディネーターやリハビリ専門職の活用によりまして、これまでのあっぷあっぷサロンやひだまりサロンを含めた通いの場の運営についても支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 現状と課題の中で1点、現行の通所型及び訪問型の二次予防計画において、事業所の受け入れが困難になったり、制限を行う事業所が増加しており、適切な事業運営ができなくなっている地域が出てきているというような課題が策定してあったんですけど、その辺の状況は現在どのようになっておりますかね。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） お答えいたします。

まず、総合事業が今回できた1番の目的としましては、どうしても要支援の方の増加が年々進んでくる中で事業所だけのサービスでは受け入れができない状況も現実には生じております。そういったことがございますので、まだ要支援の支援が必要な方、特に事業所とか専門職の方が係るサービスが必要な方については、現行のサービスを利用させていただくと。それよりも要支援が軽い方、一般の高齢者の方も含めまして、なるべく要支援に入らないような方につきましては実質的な地域での事業の中に移行をしていただきたいということで、今回の総合事業への移行ということで、できてきておりますので、なかなかこう制度の変わり目で、しばらくは大変なところもございますけれども、状況に応じまして市としましても、支援を行っていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 住民への通いの場の充実ということで、目標設定されていますけど、この中であっぷあっぷサロン、長年社協に委託されて続けられて、結構数もふえてきてるし、効果も上がってきてると私は認識をしております。それと、あっぷあっぷサロンが進化したとか、自立に向けてひだまりサロンに移行されて、自主的に運営されている通いの場も今現時点でふえております。そこで、この間大矢野地区の何人かの人から強く指摘を受けたのが、ひだまりサロンで一生懸命自分で頑張っていると、そこに社協が年額2万円ほど、自立するところに支援されて、自主的にやっているというひだまりサロンが何か所か存在するらしいんです。それが今年度から廃止というのが来たと、これはどういうことだという批判を受けました。私は介護事業の中で、社協に委託されて、そういう補助をされているかと思ったんですけど、社協に出向いてお尋ねすると、社協の寄附金とかいろんなその中の一部を、自主的にひだまりサ

ロンのような自立されたところに支援をしてきたということでした。それに対して、平成29年度からその支援をやめてほしいというような形で市から指導があったと聞いたんです。それがプラスかマイナスか、いろんな分析もあると思うんですけど、その辺の対応というのは今後どうなりますかね。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申しましたとおり、地域の中で説明する中でさまざまな御意見をいただいているのは、現実でございます。そういったこともありまして、社会福祉協議会とか、在宅介護支援センターなどと連携しまして、コーディネーターやリハビリ専門職の活用、人の派遣とか、そういった後方支援を厚くすることで、今後ますます底辺を広げるための通いの場の運営について支援させていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） ぜひ後方支援で、社協が頑張っているあっぷあっぷサロンとかひだまりサロンを公的支援されて全地区に通いの場が設置されて、予防効果が上がるように、知恵を出して頑張ってもらいたいと思います。

次に行きます。基本目標3、認知症支援策の充実ということで、基本目標3に上がっているんですけど、現状と課題、現在取り組まれている施策の効果も含めて、お尋ねしたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 基本目標3、認知症支援策の充実につきましては、認知症サポーターの養成及び活動活性化や、認知症医療介護連携のための意見交換の場づくりなどの四つの施策を上げておりますが、認知症サポーター養成につきましては、さまざまな団体の協力をいただきまして、目標としておりました人口の15%以上を上回ることができております。平成26年9月時点で4,480の方が受講いただいております。反面、小中学校や働く世代の受講が少ないことなどの課題もあり、認知症サポーターの活動活性化のため、平成26年度から学習会を開催するとともに、実際に認知症カフェとかイベント訪問に協力していただく、認知症協力応援隊員を養成しているところでございます。今後はさらに関係機関との連携を進めてまいりたいと思っております。また、ひとり暮らしの認知症高齢者等がふえていく中、地域等で安心して生活していく手段の一つとしまして、成年後見制度がございまして、この制度は、今後ますます重要となってくると思っておりますので、利用促進に向けた取り組みを推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 今どうしても認知症の人が結構ふえてきて、家族の方も大変な思いをされながら介護されている世帯も相当あります。今後も、認知症はふえてくるかなという感

じになってきております。その中で、先ほどあっぷあっぷサロンとかひだまりサロンが出たんですけど、この認知症対応として、社会教育としてオレンジカフェというのを進めております。今3カ所程、龍ヶ岳1カ所、姫戸に2カ所、認知症の人と家族とかその関係の人が、集まってお茶を飲んだり話をしたりして、意見交換しながら進めているオレンジカフェという事業も今、部分的ですが進められているんですけど、これもやはり先ほどと一緒に、何らかの後方支援をして、市内全域にできるようにぜひ進めてほしいと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 今議員の御指摘のように、オレンジカフェにつきましても、現在進行形で進んでいる事業でございます。なかなか受けているところの事情とかもございませけれども、必要に応じて、全地区に進んでいくように進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） その中で、1番問題になるのが、歩いて通える範囲内だったら、歩いて通えるのだけど、今社協が単独で送り迎えしております。だからそこに若干不安が残るんです。やはり事故とか想定される場面もあるもんだから。今、送り迎えをし始めて成り立っているんですけど、送り迎えをやめたら、オレンジカフェに参加できない人がふえてくる実態もあると思うんですけど、その辺も含めて後方支援で何らかの形ができないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 議員の御指摘のところもございませけれども、まずはサービスの住み分けが必要かと思えます。一義的には身近のところを通えるところ、そういったものを目的としまして通いの場というのを広げていくというのがございます。

目的としましては、ひきこもりにならない、そして、家から出ることで生活リハビリとか、そういった人に会うことによって認知症の予防に役立つ、そういう一義的な窓口がまず整備が必要かと思えます。

支援が必要な方につきましては、事業所のサービスの利用とか、そういったサービスごとの住み分けをしながら、本当に支援が重度に必要な方については事業者支援とかそちらのほうの活用をお願いしまして、あと、予防的な部分につきましては自主的な活動の裾野を広げて、予防支援活動に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 今6期計画の平成29年度途中ですので、次の7期計画に向けて、いろんな課題をある程度を整理しながら、ぜひ積極的に知恵を出されて頑張してほしいと思います。

次は、基本目標4、地域包括ケア体制の構築とありますけど、地域包括センターの人員体制

の強化が目標値に上がってきているんですけど、その辺の状況は現時点でどうなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） お答えいたします。

まず、基本目標4地域包括ケア体制の構築につきましては、地域包括支援センターの人員体制の強化や医療と介護を始めとした多職種連携体制づくりなど、五つの施策を掲げております。現状と課題につきましては、高齢者ふれあい課内に地域包括支援センターを設置してサブセンターを1カ所、ブランチ3カ所を設置しておりますけれども、介護保険制度の改正によりまして、従来からの包括的支援事業のほか、二つ目以降の施策であります在宅医療・介護連携推進事業や、生活支援サービス体制整備事業も加わり、地域包括支援センターで担う業務は飛躍的に増大しております。現在、多職種での会議や研修会を通しまして、他の職への理解が深まり、以前より連携もとりやすくなってきておりますので、今後の取り組みとしましては、さらに他職種間地域と事業所等の連携を図りながら、地域包括ケアの体制作りを進めてまいります。そのためにも業務量が増大する中、人員体制の整備が急務となっております。なかなか人員不足により専門職の確保が困難なところではございますけれども、1番の課題でございます。なるべく解消できるように、いろんな方法を考えながらやっていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） この地域包括ケア体制のここ1番がやはり肝心かなめじゃないかと思うんです。今後、いろんな介護予防事業含めて進める中でぜひ、その辺は強化策を私は今後進める必要があると思います。それと医療介護連携という言葉が計画に上がってきているんですけど、その実態として医療介護の連携が上天草市でできるのか、今、部分的にされているのか、今後の見通しとしてその辺はどうなっていくんですか。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 先ほどもお答えしましたけれども、いろんな会議とかで制度というか体制づくりにつきましては、医療福祉医療連携を図る、そういった体制づくりは少しずつですけれども、会議研修会等含めまして年に数回ずつさせていただいております。それがまだの病院も、地区ごとの研修会等もさせていただいておりますので、着実に、少しずつでございますが進捗している状況だと思っております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 介護医療連携、言葉で言うと簡単ですけどなかなか現実的に厳しい面も多々あると思いますが、ぜひ7期でもその課題がやっぱり残ってくると思っていますので、いろんな工夫をされて積極的に取り組む姿勢だけは持ってほしいと思います。

次は、基本目標5、介護保険事業の円滑など推進ということで介護給付の適正化に向けた取

り組みの推進と、基本目標5の現状と進捗状況を教えてもらいたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） お答えいたします。

基本目標5、介護保険事業の円滑な推進につきましては、介護給付の適正化に向けた取り組みの推進や、公平公正な介護保険事業の運営など六つの施策を掲げております。

現状と課題につきましては先ほども申しましたが、介護支援専門員、ケアマネージャーなどの慢性的なマンパワー不足がございます。適正なプラン作成が介護サービスの提供につきましても、必要になってきますので、研修会などを通して、ケアマネージャーさんの育成に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） その際、今のケアマネージャーが不足していると思うんですけど、来年度に向けた募集とかされていると思うんですけど、その辺の状況を現時点でどうですか。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 御指摘のとおり、来年度も特に総合事業とかも開始になりますので、かなりの人数が必要となってまいります。募集もかけまして、先日1回目が終わっておりますけれども、今現在、充足している状況ではございませんので、総務課とも御相談しまして2次募集をかけさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） それと供給体制です。さきほど特別養護老人ホームの待機者数とお聞きしたんですけど、地域密着型の小規模多機能設置の計画を5期からあがってきたんですけど、6期は後1年あるんですが、この可能性というのはどのような状況でしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） まず、来年度の最終年度の募集を1回目かけさせていただいて、まだ充足しておりませんので、現在2回目の募集をかけている段階でございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 当初から変わっていないのですか、例えば6期に入ってから募集されてきて2年間、確か新たに圏域ごとに募集されていて、小規模多機能の設置してないところの募集をかけていらっしゃると思うんですけど、その辺の状況というのはどうですか。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 大矢野地区があと2カ所、松島と龍ヶ岳地区があと1カ所ずつ、募集をかけている段階でございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 確かに介護認定者もふえてきて、介護サービスを供給する施設も地域密着型で今、募集してるんですけど、なかなか設置がおくれているという状況であります。あと1年ぐらい、平成29年度もありますから、しっかりそのへの取り組みは頑張ってもらいたいと思います。

次は、改正介護保険法についてお尋ねしたいと思います。今回6期の期間中に、さまざまな法改正がなされております。その中で先ほど特別養護老人ホーム入所基準が要介護3以上になったのも改正の一つではないかと思うんですけど、今後、総合事業は平成27年度からスタートしております。市町村の判断で事業開始、平成29年の3月まで猶予とされてきております。猶予期間が切れて、上天草市としては、平成29年度から総合事業に移行するという事になっております。予防介護と通所介護が移行します要支援等基本地区でその支援が必要と判断される方が、今後、地域支援事業に移行することになると思うんですけど、この法改正の主なところを、わかりやすく説明してもらいたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 主な改正内容につきまして御説明させていただきます。

まず、平成27年4月から順次施行された改正介護保険法につきましては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置としまして、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法などの、関係法律について所要の整備等を行うことを趣旨として改正が行われました。

内容としましては、地域包括ケアシステムの構築を柱としまして、急性期を脱した人の在宅への移行と、そのための受け皿として医療と介護が密接に連携しながら、症状の重い状態の人でも、在宅生活を続けられる仕組み作り、介護保険を重い療養ニーズや認知症がある人へのケアへと少しずつ特化させるとともに、軽度の方へのサービスは少しずつ地域支援事業へ移行するなどがございます。

具体的には、一つ目に在宅医療介護連携の推進、二つ目で認知症施策のさらなる推進、三つ目で生活支援介護予防サービスの充実、四つ目で新しい介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業の実施、五つ目で要支援1及び2の方の給付の一部である通所介護と訪問介護を総合事業として実施すること、六つ目で在宅での生活が困難な重度の要介護者を支える機能の重点化としまして、特別養護老人ホーム入所基準を原則要介護3以上とすることなどの改正がなされたところでございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 今回の改正を受けて、今後平成29年は市独自の総合事業が開始されるわけですけど、その辺はどのような支援事業が上天草市として主になりますか。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） まずは、従来の介護給付につきましては、今まで通り、介護給付として支給になります。対象としましては要介護1から5の方です。変わりますのは介護予防給付要支援1、2の方につきまして、また訪問看護とか福祉用具等につきましては、今までどおり介護予防給付に移行になります。移行というかそのままです。変わりますのが訪問介護、通所介護が、こちら今現在事業所等利用してかなりの方が利用されておりますけれども、こちらの呼び名は地域支援事業というところに移ります。俗にいう総合事業になりますけれども、内容的には何ら変わることはございませんので、そのまま移行になります。特に変わるのが手前というか、もう少し軽い方というか、多様化を図って訪問型サービスとか通所型サービス、人的な基準の緩和とか、サービス内容の緩和がされたものが、ここに当たるんですけども、そこに関しましては、要支援1、2の方とか、あるいは要介護認定を受けずに総合事業の基本チェックリストという簡易的なチェックリストがございまして、そちらで回答された方がそちらの総合事業に移行になると思います。

それ以外の方、一般介護予防の方、基本的には65歳以上の方は、もうちょっと本当に予防の予防のためにそういった事業を受けていただいて、先ほどの通いの場とかそういったところの利用をしていただいて、なるべく要支援とか要介護に入らないようにしていただくような方法を探っていきたいと思っています。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 今度の法改正で、総合事業に移行される要支援1、2の方の給付が一部は残って、訪問介護と通所介護の要支援1、2の方が給付から市の事業のほうに移るといふ事に事業費の補填をするという見方になると思うんですけど、地域支援事業は、市の需要にある程度単価決められると思うんですね。給付だったらほとんどやはり、市だ国だって役割分担が決まっていたんですけど、支援事業だったら、単価は市で決める上限はあるんでしょうけども、決めることが重要になると理解しているんですけど、それでよろしいでしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 緩和型のサービスにつきましては、人的な緩和基準があったりとか、あるいはサービス内容の緩和の基準が定めたものがございまして、単価としましてはおおむね7割程度ぐらいの給付というか支給になるかと思っております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） ということは、今まで要支援1の方が、通所、訪問含めてされていたのは平成29年度は現状維持で、前年度までの給付と同じ額を、地域支援事業で一応給付するという形で、今度は要支援1に外れてチェックリストで総合事業の支援体制に移った人が、その緩和型の施設に通所なり、訪問を受けることになると思うんですけど、それが今の基準より、7割ぐらいの基準の形になるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 御見込みのとおりでございます。

以上です。

○11番（島田 光久君） ということは、要するに給付と事業支援では大分違いがあるんじゃないかと私思うんですけど、給付と事業支援の違いというのはどう解釈したらいいんですか。給付から地域支援事業費に移行するでも、平成29年度は今までの通所、訪問介護と同じ基準の支援をするということでしたけど、給付と事業支援の違い、それはどのように解釈したらよろしいでしょうか。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 先ほどから何回か御説明させていただいてるように、法改正によりまして、今までの介護予防事業というのがございまして、今年度までそちらが地域支援事業というところに総合事業という形で、介護予防と日常生活支援総合事業とまず名称が変わります。

中身につきましては今の介護予防事業の訪問、通所のサービスを事業所で受けられる方につきましては、そのまま要支援1とか2を受けられた方は、そのまま名称が変わるだけで内容とか給付状況とかも何ら変わるところはございません。その要支援1、2を受けずに、総合事業の緩和型の利用された場合は、事業先が変わるとというのが一つと、サービス内容が家事援助とか、身体介護を含まない家事援助とかになりますので、その分で基準単価とかは変わってまいりますし、サービス内容も、リハビリに特化したものではなく、運動とかレクリエーションとかが中心となったものになるところはあるかと思っております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 保険給付と事業支援で今のところ単価は変わらないと思うんですけど、給付単価と事業支援の単価が根本的に違うのは、保険給付では被保険者に受ける資格受給権が発生することになります。市は給付だから、給付の場合は給付する義務があるんですよ。市の支援事業によると、サービスは市の給付の義務がなくなってくるんですよ。予算が足りなくなると減額したり打ち切ったりできるんですよ。

給付の場合は、予算が足らなくても、補正を組んでも、給付額はやっぱり確保しなきゃいけないと思います。だから給付と事業支援は中身がすごく将来的に違ってくると思います。

次は、この地域支援事業費の予算です。これ恐らく国の基準で、介護保険料の給付総額の3%以内という上限枠が私はずけられていると思います。いまのまま地域支援事業を続ける間はいいんだけど、できなくなったとかどこかをやはり縮小せざるを得ないのかなという考えがするんですけど、その辺は私の意見、間違ってますか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） まずは地域支援事業費の予算基準の条件について、御説明を

させていただいてよろしいでしょうか。旧介護予防給付に相当するサービスの提供分につきましては、基準サービス内容、単価も変わりませんが、拡充分の訪問介護とか、通所介護の緩和したサービスにつきましては、サービス内容、人員基準等は緩和しているため、現行相当サービスの7割程度としての設定になります。

また、地域支援事業の財源につきましては、これまでと同様に介護予防における総合事業が1号保険料22%、2号保険料28%、国庫が25%、県費及び市がそれぞれ12.5%となっております。こちらのほうが旧介護予防相当サービスということになります。

また、包括的支援事業及び任意事業につきましては、1号保険料から22%、国庫が39%、県費及び市がそれぞれ19.5%となっているところでございます。

先ほど議員のほうから地域支援事業の基準額がおおむね今3%程度だということでお話がありました。これから、今後につきましては総合事業、包括的支援事業及び任意事業及び包括的支援事業のそれぞれの基準額の合計に費用がなりますということ、その点が変わったところでございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 次は今度、総合事業に移行するため、要支援1、2の方が恐らく切りかえの時期が順次来ると思います。ちょっと尋ねてみたら切りかえのときに、今までの要支援でいくのか、チェックして総合事業に行くのか、住みわけが今後出てくると思うんですけど、その辺の認定基準というのが変わるのか。今後のチェックリストの基準値とは今までと変わらないのか、それに対する費用はどのようになってくるのか。その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 二つの御質問がございましたので、あわせて御説明をさせていただきます。

まず、認定基準につきましては、これまでと同様に全国統一であり、何ら変わるところはございません。また、チェックリスト関係ですけれど、総合事業によるサービスのみを利用する場合は、要支援認定などを省略しまして、基本チェックリストをもとに事業対象者となれば、ケアマネジメントを通して、通所型や訪問型のサービス、あるいは、生活支援サービスなどを利用できます。基本チェックリストにつきましては、判断基準等は変わりませんが、簡略したものと考えていただければと思います。ただし、第2号被保険者につきましては、基本チェックリストではなくて、要介護認定等の申請が必要になります。また、総合事業による通所型や訪問型のサービスを利用する場合は、介護保険の利用と同様に所得に応じて1割または2割の費用負担となります。

以上でございます

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） 今回の改定介護保健法、地域包括システム、要支援サービスも含めてですけど、やはり市町村にある程度、国は委ねてきてると思うんですよ。だから、しっかり知恵を出して新しい施策に向けてぜひ頑張ってもらいたいと思います。また平成29年度は、第7期の介護保険事業計画に入ることになると思うんですけど、国の支援が今現時点で一部の会議の内容は出ております。

第7期介護保険事業計画では、自立支援、介護予防、重度化予防、客観性のある指針が別枠で作成するみたいに国が言っております。それと、地域包括センターの機能強化です。人材確保も視野に入れて、今のところサービスの見直しを7期で国は予定しております。上天草市の介護保険が安心して利用できる、1番暮らしやすさにつながってきますので、ぜひ住みなれた地域で、いつまでも暮らせるような仕組み体制をぜひ積極的に取り組んでもらいたいと思います。

最後になりますけど市長に1点だけお尋ねします。

まだ、議論の中で包括支援センターというか、やはりある程度強化する必要があると思うんですけど、人員も含めてその辺のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） いわゆるケアマネージャーさんの確保が非常に難しくなっていて、毎年苦勞しているところです。議論の中にもありましたように地域包括ケアシステムの構築が、厚労省からの題名命題を与えられてまして、多職種会議をずっと行っているところです。

今回の介護保険法の改正に当たってはやはり高齢化の進行とそして人口減少、特に現役世代、若年層の人口が減って、そういう中でマンパワーも当然不足するし、その上で、社会保障費も増大する中でかなり厳しい状況にきてる中での決断だと思ってます。

我々は、法律にそってやっていくしかないんですけど、その地域包括ケアシステムの中で医療、介護、支援、予防、その中の予防の分野でどれだけ力を入れて、実績・結果として残せるかが、今後の地域のあり方にとって重要なことだと思っております。それで、介護を必要とされる方を受け入れる施設の充実も、当然なんですけど、できれば、やはり健康で生活していただきたいと思うし、そういったところのサービスというか支援の方法を考えていく必要があるかなと思っております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 島田君。

○11番（島田 光久君） ぜひ、頭でしっかり考えて知恵を生み出して、今後取り組んでもらいたいと思います。

時間もなくなりまして最後になりましたけど、今回退職される市民生活部長の緒方さん、病院事務部長の松本さん、そして、今回15人ほど退職されるそうですけど、これまでの公務の御苦勞に一応感謝をして、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（田中 勝毅君） 以上で11番、島田光久君の一般質問は終わりました。

ここで昼食のため休憩し、午後1時から会議を開きます。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時00分

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番、塩田真一君。

○4番（塩田 真一君） お疲れさまです。4番、塩田真一、議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず、1点目、市内保育園の子育て支援について質問いたします。2月9日、文教厚生常任委員会と上天草市私立保育園協会との、意見交換を行いました。市内13園の経営者の意見を聞き、現状の課題を示されました。私たちは出生率の向上であるとか、少子化の解消に主に目を向けがちですが、保育士の慢性的な不足、もっと言えば、就業条件の改善が大きな課題であることに気づきました。保育園の意見としましては、保育士が足りない、年齢層の若い新しい先生が入ってこない、平均年齢が上がっている、今はどうしても養成学校が市外にあるので、出なければならない、学校まではできないにしても、公的に人材派遣のシステムをつくれぬか、また、保育士の人材バンクに関しては、3年ほど前に、市に意見を提出しましたが、回答はなかった。保育士になりたいと思って出ていっても、そのまま外で就職して、上天草市には戻ってこない、他の自治体では保育士の待遇改善を行っている地域もあります。何らかの助成をできないか、といった、保育士確保に苦慮されている意見が多く出されました。このように、保育士不足が課題となっていますが、本市では、潜在保育士の現状の把握を行っているか、また、潜在保育士を登録する人材バンクなどはできないか、お伺いをいたします。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） お答えいたします。

まず、保育士不足に関する課題につきましての御質問だと思います。保育士の資格を有する者が業務に従事するためには、県知事に対しまして登録申請の手続を行う必要があります。平成27年度実績で県内約9,000人が登録を行っております。一方で、市町村別の数は、県から公表されていないことと、県に登録申請をしていない方については把握されていないことなどから、市では潜在保育士の数については把握していないところでございます。また、保育士不足の解消に向け、潜在保育士の再就職支援は、重要な手段であると考えておりますが、単なる登録者調査だけではなく、働く意思のある方、あるいは働く気はあっても現時点で育児等により働けない方を含めまして、調査方法などを考慮しないと有効な調査にならないと考えているところでございます。また、現状では保育士の募集を行っても応募が少ない状況にあり、人材登録の必要性はあるものの、それぞれの保育所において、潜在保育士の皆さんが進んで働きたくなるような環境整備や、魅力ある保育方針を打ち出すことも必要なことと考えるところでございます。いずれにしましても、潜在保育士の把握は必要と考えておりますので、引き続き検討してまいりたいと思

ております。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 塩田君。

○4番（塩田 真一君） 上天草市は、船員確保のために制度的な補助を行っております。私立保育園が13園あって、市内ほとんどの地域を私立の保育園で締めています。子育てしやすい市づくりには保育士の確保が不可欠だと思います。

先日の意見交換会には、健康福祉部長以下担当課の職員にも同席していただきました。現場の声を聞かれたと思います。今後、保育士の免許を取ろうとする人への助成制度などは検討する考えはあるのかをお伺いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） お答えいたします。

まず、熊本県におきましては、保育士の資格取得のための就学資金貸付や、就職準備金の貸付制度などがあり、貸付後、保育士として従事する期間など一定条件を満たすと、返還が免除される制度を実施しております。また、現在本市での就学に対する助成につきましては、教育委員会で実施されている専門学生とか短期大学生等への奨学金制度があり、保育士に特化した助成については検討しておりませんが、平成29年度から実施する返還助成型である未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金制度を活用していただくよう、周知してまいる所存でございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） 塩田君。

○4番（塩田 真一君） 民間の事業所の寄付を募って財源とするという奨学金制度を助成に充てるということですが、今のところなかなか制度を維持できるような財源ができるかはまだ不透明であります。現状では市が力を入れて行っている、ふるさと納税を助成制度の財源として保育士になろうとする人たちの手助けにできればという、これ私の考えですが、総務企画部長、ここまでの通告をしてませんが見解をお伺いできますか。

○議長（田中 勝毅君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） この奨学金のもととなります上天草市奨学金ですけども、これの財源については当然、今、議員おっしゃいましたふるさと納税の一部の活用を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（田中 勝毅君） 塩田君。

○4番（塩田 真一君） ありがとうございます。いずれにしましても、この保育士確保の問題には、執行部も何らかの支援が必要でありますので、よろしく願います。

2点目いきます。2点目は、市内学校教育の情報化について質問をいたします。

これは国が推進しているICT教育についてであります。ICT教育とは学校教育の場に情報通信技術を活用することであり、具体的には、電子黒板やノートパソコン、タブレット型端末などを用いた教育を指します。ICT教育の導入により、教師と生徒の間でのコミュニケーション

ンや、生徒同士での学習内容の共有などがより容易に行われるようになり、手段の幅も広がると言われています。また、ICT教育が制度の主体的な学習活動への参加や学習意欲、思考力、判断力などの向上につながることを期待をされています。政府は2019年度までに、全児童生徒に1台ずつの情報端末を整備する予定だとしています。まず、本市におけるICT教育の現状はどうなっているのかをお伺いをいたします。

教育長いいですか。

○議長（田中 勝毅君） 教育長。

○教育長（藤本 敏明君） このことも学校のICT教育でございますので、私から答えさせていただきます。

本市におきましては、平成23年度から各小学校に電子黒板を導入して授業で活用しております。また平成25年度には、登立小学校が「ICTを活用した未来の学校創造プロジェクト研究推進校」として熊本県の指定を受けて取り組んだところでございます。現在では、電子黒板やパソコン、タブレットプロジェクターや実物投影機など、ICT教育を活用した学習指導を一部では行っておりますが、各学校の普通教室においてはインターネットを利用するためのLANの整備を含めて、ICT機器についての整備は十分ではない状況でございます。

○議長（田中 勝毅君） 塩田君。

○4番（塩田 真一君） 現状では、まず、インターネットを利用するためのLANが十分に整備されていない。また、登立小学校が熊本県の指定を平成25年度に受け、ICT教育に取り組んでいるが市内小中学校を見れば、一部にとどまっているという認識でよろしいですか。

○議長（田中 勝毅君） 教育長。

○教育長（藤本 敏明君） その通りでございます。

○議長（田中 勝毅君） 塩田君。

○4番（塩田 真一君） では今後、本市のICT教育はどのように進めていくべきか現状の課題を踏まえてお伺いをいたします。

○議長（田中 勝毅君） 教育長。

○教育長（藤本 敏明君） 新しい学習指導要領が平成32年度から実施に向けて、平成30年度から試行期間に入ります。この新しい学習指導要領では目玉といたしますか、大きな方向性が二つございます。

一つは、授業において、主体的、対話的で深い学びを行うと。これはいわゆるアクティブ・ラーニングの視点が求められるということでございます。その授業実現のためには、ICTの活用が必要不可欠となってまいります。もう一つございまして、ロボットなどを動かすプログラムの必要なプログラミング教育という、こういうことが小学校から教育課程に位置づけられてくるということでございます。子供たちが将来、多種多様な職業につくわけですけれども、そこで求められるのが、プログラミングの思考といたしますか、そういうのを育むというのが狙いでございます。したがって、子供たちの情報活用能力の育成を図るために、コンピューターや、情報

通信ネットワークなどの情報手段を活用するための必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実に資することが、今後、ますます重要となってきますし、それに向けたICTの整備が急務となってきます。

具体的には、文部科学省が示している教育の情報化の動向と今後の展望では、さっき言いました子供たちの対話的な学びとか、深い学びとか、主体的な学びのためのICTの効果的な活用例が示されております。対話的な学びというのは、インターネットを活用して、学校間、社会人または外国人との交流にそれから、グループや個人で意見の整理とか、発表とか話し合いとか、こういうのにICTを活用しようということです。それから深い学びというのは、レポートやプログラムなどの共同作成それからデータ分析やシミュレーションのこういうものにICTを活用すると、それから主体的な学びというのは、インターネットを活用して調査活動をしたり、マルチメディアなどによる資料や作品の作成など、そういう学習のプロセスにICTを活用しようということでございます。

今後、教育現場では、このようなICT教育が非常に必要不可欠になってまいりますので、本市におきましても、このような活用事例を参考といたしまして、効果的なICT教育を推進したいと思っておりますのでございます。

○議長（田中 勝毅君） 塩田君。

○4番（塩田 真一君） 文科省が示しているビジョンを、本市で効果的に実現するためには、相当な力を入れ様が必要であると感じました。まず第1歩は、ICTの環境基盤整備が必要です。インターネット環境の整備と教師の指導技術の向上が急務であると思います。教育委員会としては、ICT推進のための基盤整備をどのように進めようと考えているのかをお伺いをいたします。

○議長（田中 勝毅君） 教育長。

○教育長（藤本 敏明君） 基盤整備でございますので、部長に答えていただきます。

○議長（田中 勝毅君） 教育部長。

○教育部長（舛本 伸弘君） 失礼します。ICT教育を推進するためには、ICTの機器とそれを利用するための環境整備に加えて、教師のICTを活用した指導技術の習得が必要であると考えております。ICT環境の整備については、LANの整備、電子黒板やプロジェクターなどの提示機器の設置、学習用端末タブレットの整備、また、デジタル教科書や教材等のソフトウェア等も充実させる必要があるが、本市といたしましては、LANの整備を優先し、段階的に整備するように考えているところでございます。

また、教師のICTを活用した指導技術の向上については、文部科学省が進めているICT活用に関する研修プログラム等の受講や各校の校内研修の実施による教師の指導技術の向上を図るように考えてるところでございます。

○議長（田中 勝毅君） 塩田君。

○4番（塩田 真一君） 平成28年4月からの、本市第2期教育基本計画には、教育環境の整

備、充実として、1番目に市内小中学校のICT環境の整備を進め、学校現場における教育の情報化を推進しますと明記されています。しかし、現状は、県下の自治体では、本市を含む幾つかの市町村が十分にICT教育を受ける環境整備がなされていないとのことであります。先進地では、タブレットを使った授業などを取り入れて学習効果も格段に向上しています。算数を例に挙げれば、タブレットを生徒1人に1台与えることによって、本来、学校の授業でやる部分を前日、家で予習し、実際の授業ではさらに掘り下げた応用問題まで授業時間の中で進むことができるといった明らかな効果が出ています。早急にまずLAN整備から行い、予定を前倒ししてでも、上天草市でのICT教育の充実を図られるよう、お願いをいたします。

通告による質問は以上であります。今議会、私が一般質問最後の登壇者であるということでもあります。振り返れば、6月議会には震災後の観光振興、本市の防災体制について9月議会では、高齢者配食サービスと市内小中学校統廃合について、12月議会では何よりも命が大切だということで、市内小中学校のいじめ問題、並びに不登校について質問をいたしました。今回は、子育て支援と学校教育の情報化について質問をいたしました。所管が文教厚生常任委員会であり、私自身、福祉と教育の問題には特に真剣に取り組んでまいりました。

執行部におかれましては、いずれの質問に対しても丁寧な答弁であり、スムーズなやりとりができたことを感謝いたします。また、今年度最後に、15名の職員が退職されるということでもあります。長きにわたって旧町時代から、上天草市と一貫して、尽力されたことに対しまして心から敬意を表しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中 勝毅君） 以上で4番、塩田真一君の一般質問は終わりました。

これで本日の一般質問は全部終了しました。

明後日、3日は、総務常任委員会、4日、5日は休会とし、6日は経済建設常任委員会、7日は文教厚生常任委員会を開催しますので関係委員会への出席をお願い申し上げます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時20分